

「人口減少社会における持続可能な
消防体制のあり方に関する検討会」
(資料)

山梨県東山梨行政事務組合

東山梨消防本部

目 次

I	東山梨地区の位置・管内人口等	2～3
II 1	人口減少の著しい地域や離島等の、条件が著しく不利な地域において どのような消防体制が敷かれ、どのような活動がなされているか。 特にその中で、消防本部と消防団はどのように連携・協力・役割分担 をしているのか。	4
(1)	火災・救急・救助の各分野において、通報を受けた消防本部からどの ように消防団に連絡し、どこで合流し、合流後どのように連携や役割分 担をして活動を行うのか。	4
(2)	通報に対して、消防本部が到着する前に消防団が到着して活動を行 う場合、消防団はどのような活動を行うのか。 そのような事例は、全体の件数のうち、何割程度あるのか。	4～5
(3)	救急搬送等における消防吏員と地元住民（消防団含む）との協力・連 携の態様 (例)・消防吏員と地元住民が一緒に運ぶ ・特定の場所まで地元住民（家族等）が搬送し、消防吏員に引き渡す	5
2	予防業務はどのように行われているか（予防の体制（専任数、兼務数、 資格者数、資器材等）防火対象物の状況、各種予防業務（立入検査等）の 回数・頻度、等）予防に関して消防本部と消防団はどのような連携・協力・ 役割分担をしているのか。	5
(1)	予防の体制	5
(2)	防火対象物等	6
(3)	立入検査等	6
(4)	消防本部と消防団との連携・協力・役割分担等	6～7

東山梨地区の位置

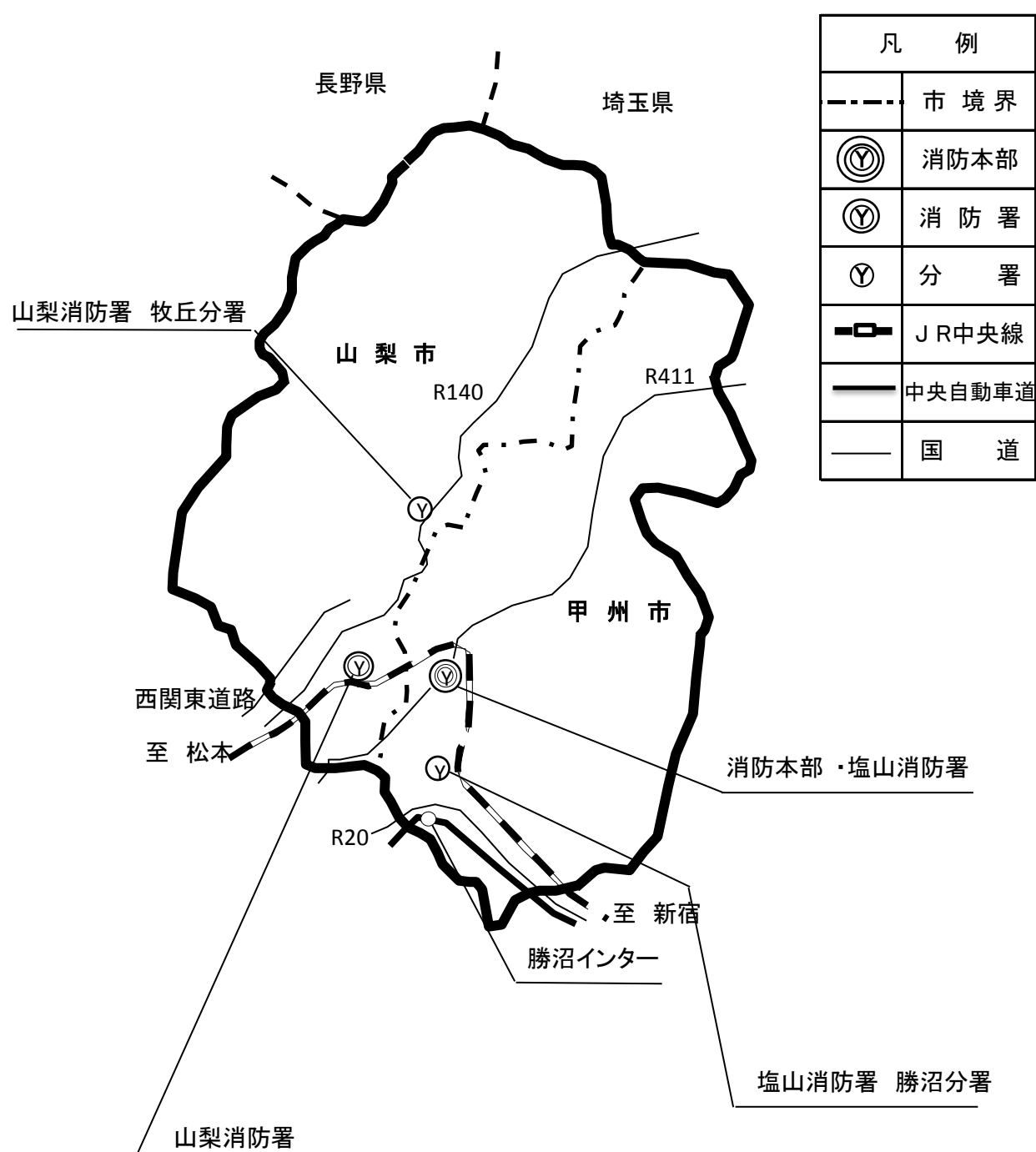


面積・世帯数・人口

(平成27年4月1日現在住民基本台帳)

種 別 区 分	面 積 (k m ²)	世 帯 数 (世帯)	人 口 (人)
東 山 梨 地 区	553.88	27,824	70,091
山 梨 県	4,464.99	332,448	834,346

東山梨消防本部管内の署所の位置



当管内は、都心の西約100kmにある甲府盆地の北東部に位置し、山梨市及び甲州市により構成され、総面積553. 88km²のうち、そのほとんどが山林原野等で農地と宅地が占める割合はわずかであるが、南部及び西部は平坦な地形を利用し、ぶどうや桃などの果樹栽培が盛んであり、北東部は秩父多摩甲斐国立公園に指定された自然美豊かな山岳地帯である。

- 1 人口減少の著しい地域や離島等の、条件が著しく不利な地域においてどのような消防体制が敷かれ、どのような活動がなされているか。

特にその中で、消防本部と消防団はどのように連携・協力・役割分担をしているのか。

・条件が不利な地域での災害対応

当消防本部（１本部２署２分署１１５名）の管内は都心から西約１００kmにある甲府盆地の北東側に位置し、山梨市及び甲州市の２市により構成され総面積５５４km²で、その約８割が山林であり地域特性上、山間部が多いため地理的条件として不利な遠隔地が点在しており、なかでも特に不利な地域として甲州市の北東部に位置する一之瀬高橋地区があり、世帯数２５世帯、人員４２名（男２３名、女１９名）の小さな集落で、消防本部からは車で約１時間半かかる山間の集落がある。

この地区の災害状況は、過去５年間に火災は１件のみであり、過去５年間の救急件数の平均は６件である。

この地区は地元消防団として、甲州市消防団神金分団第９部の管轄で消防団員が６名おり、団員等が自宅にいる際に近所において救急事象が発生した場合は、団員を含め住民同士が協力し合う、近所付き合いによる共助の体制があり、傷病者の状況によっては、団員等が私用車で搬送することがあり、搬送途上で救急隊と合流し引継ぐこともある。

このほか重症患者の救急事象に対応するため、県ドクターヘリや県消防防災航空隊ヘリを要請し、県救命センターに搬送している。

また、年度初めに消防署、消防団役員と市防災担当者が合同で消防業務連絡会議を開催し、消防署と消防団との連携、年間の各種訓練計画（礼式、操法、救命講習、防火講習、中継送水訓練、消防演習等の各種訓練）を確認しながら協力体制を確立している。

- (1) 火災・救急・救助の各分野において、通報を受けた消防本部からどのように消防団に連絡し、どこで合流し、合流後どのように連携や役割分担をして活動を行うのか。

ア 火災時は、消防本部から出火報の一斉指令で無線も同時発信しており、消防団の部長以上にはデジタル無線受令機を貸与してあり火災発生を傍受、さらに出火報と同時に災害メールで火災発生場所を全消防団員にメール送信しており、消防団は定められた出場区域により出場し、または応援出場し、それぞれが火災現場に出場後、消防署と消防団の合同指揮本部を設置し、指揮、命令の統制を行いながら防ぎよ活動を行っている。

また、火災により消火用水が不足する場合は、中継送水を依頼したり、林野火災や山岳救助事象などでは、地元消防団員しか知り得ないような場所への道案内や資器材の搬送、要救助者の搬送などに協力を依頼している。

イ 救急、救助については、基本的に消防本部の対応となるが多数傷病者発生時には、団員の出場を依頼し、軽症者の搬送や災害場所の警戒等の応援協力を求める場合もある。

- (2) 通報に対して、消防本部が到着する前に消防団が到着して活動を行う場合、消防団はどのような活動を行うのか。

そのような事例は、全体の件数のうち、何割程度あるのか。

ア 消防団は消防本部からの無線を傍受して出場するため、地元消防団が先着（約 8 割）していることが多い、消防団員は個人装備が消防署と異なることから建物火災の場合、建物外周部からの放水が主となるほか、隣接建物等への延焼拡大防止や住民の避難誘導を依頼している。

また、防ぎょ活動以外では、後着隊への水利確保や中継送水、防火水槽への補給や火災現場付近の交通整理、車両誘導、夜間鎮火後の再燃警戒を地元の部に依頼している。

(3) 救急搬送等における消防吏員と地元住民（消防団員を含む）との協力・連携の態様

（例）・消防吏員と地元住民が一緒に運ぶ

・特定の場所まで地元住民（家族等）が搬送し、消防吏員に引き渡す

ア 救急搬送は、基本的に消防本部の対応であり、遠隔地からの救急要請の場合、地元住民（消防団員を含む）により途中まで車両での搬送が可能であれば依頼し、途上で救急隊が引き継ぐこともある。

イ 全消防団員は普通救命講習を受講し資格を取得しており、地元住民から助けを求められた場合、また知り得た場合には、救急隊到着までの応急処置をお願いしている。

ウ 緊急通報システムにより、65 歳以上の一人暮らしの高齢者から緊急通報があった場合には、近所に住む協力員又は地区民生員等（地域住民）の協力を得て、傷病者の状況を確認している。

2 予防業務はどのように行われているか（予防の体制（専任数、兼務数、資格者数、資器材等）、防火対象物の状況、各種予防業務（立入検査等）の回数・頻度、等）予防に関して消防本部と消防団はどのような連携・協力・役割分担をしているのか。

(1) 現在、当消防本部（1 本部 2 署 2 分署 115 名）の予防体制については、本部予防課に 4 名（課長 1 名、予防係 2 名、危険物係 1 名）が配置され、両署予防係の予防業務指導及び防火対象物や危険物施設の合同査察を実施し業務推進を図っている。

また両署においては、職員の業務のオールマイティー化に基づき、両署とも各部に予防係長 1 名、予防主任 1 名、係員 2 名、更に分署に 1 名の計 5 名（各署合計 20 名）をポンプ隊員等との兼務により予防業務の推進をしている。

・予防体制

体 制	人 員	配 置
専 任	4 名	本部予防課
兼 務	20 名	塩山署 10・山梨署 10

※消防力の整備指針によると、専任 16 名（現有 4 名）

・予防技術資格者数

専 門 員 別	資格保有人数	職員数に対する割合
防火査察専門員	51 名	44.3%
消防用設備専門員	45 名	39.1%
危険物専門員	7 名	6.1%

・予防関係保有資器材等

資 器 材 名	数
水圧ゲージ	2
ストップウォッチ	26
電池式絶縁抵抗器	2
電流電圧測定器	3
接地抵抗器	2
漏電火災警報器試験機	2
自動火災報知器試験機	6
卓上石油燃焼器具	1
照度計	2
騒音計	2
電磁式膜圧計	1
サーキットテスター	1
デジタルメジャー	1
顕微鏡	1
ガス測定装置	2

(2) 防火対象物等については、特定・非特定、規模、収容人員、危険度等を勘案した施設毎の実施サイクルに基づき年間査察計画を作成し実施しており、重大な消防法令違反対象物については、本部予防課と両署予防係が合同で是正指導にあたり、集中的に指導経過を追跡し、長期にわたる違反対象物は、順次違反処理に移行している。

(3) 立入検査等については、両署が災害対応を考慮しながら、予防係員を含めたポンプ隊、救急隊等で出向し、災害発生時は予防係員が引続き検査等を実施、検査等の規模が大きい施設等は非番日を活用し実施している。

- ・防火対象物の状況 2, 399施設
- ・予防査察実施状況 418件
 - ※ 防火対象物数に対する査察出向 17.4%
 - ※ 月平均 34.8件実施

- ・危険物施設の状況 240施設
- ・危険物施設査察状況 72件
 - ※危険物施設数に対する査察出向 30.0%
 - ※ 月平均 6件実施

(4) 予防業務の消防本部と消防団との連携・協力・役割分担等について

ア 組織的な連携としては、当消防本部の構成市は甲州市と山梨市の2市で、それぞれに消防団があり、その上部組織として県消防協会東山梨支部が設置され、両市消防団の相互連携調整を図っている。(構成員は両市消防団員)

なお、両市前任消防団長のほか当消防本部の消防長、所属長が同支部の顧問、参与に位置づけられ消防本部と両市消防団が協力関係を深めている。(事務局は消防本部消防課)

また、同県消防協会東山梨支部以外に両市消防団OB（団長・副団長の職）で組織されている県消防協力会東山梨支部が設置されており、消防協会東山梨支部及び当消防本部への活動支援協力を行なっている。（事務局を消防本部消防課）。

イ 予防業務での連携については、秋季火災予防運動の時季に県消防協会東山梨支部及び県消防協力会東山梨支部の協力を得て、両市消防団により管内全域を日中、各班に分かれ消防車両にて火災予防パレードを実施しているほか、夜間は全分団各部において巡回火災予防広報を実施している。

また女性消防団員が幼年消防クラブ員と共に市内を巡回パレードし、火災予防広報活動を実施している。

このほか両市で開催される年会行事のなかで集客数の多い、マラソン大会、祭典、花火大会等の警戒警備を消防団と共に連携して実施している。

ウ 住宅用火災警報器の設置促進としては、両市消防団の協力を得て、消防署と消防団で管内全戸（23,215戸）を個別訪問し、設置状況調査と併せて設置促進を図っている。

現在は、未設置住宅を対象に再度戸別訪問を実施し設置促進を図っている。

・住宅用火災警報器設置状況（平成27年7月31日現在）

調査済件数	設置件数	未設置件数	設置率
22,814件	17,003件	5,811件	74.5%